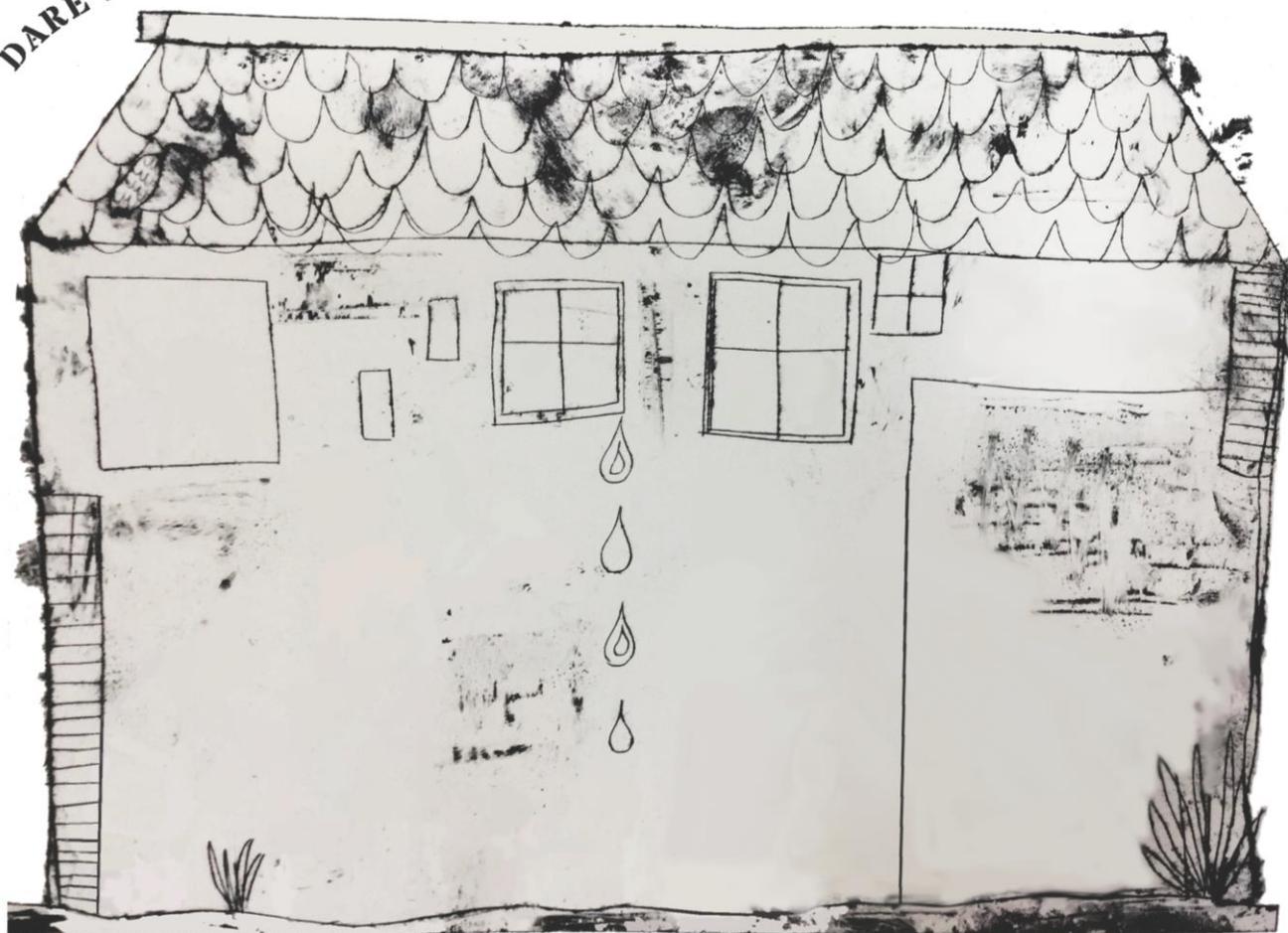


第1章 住宅マスタープランの目的・位置付け

- 💧 1-1 背景と目的
- 💧 1-2 位置付け
- 💧 1-3 計画期間
- 💧 1-4 計画の構成

DARE MO SUNDE INAI IE GA ARIMASHITA.



1-1 背景と目的

日野市では、平成5年3月に「日野市住宅マスタープラン」を策定し、計画の基本的な方向として「豊かな定住都市づくり」を掲げて、各種の取組みを進めてきました。

その後、人口減少社会への転換、超少子高齢化の進展、単身世帯の増加、地球温暖化等の環境問題への関心の高まり、ライフスタイル*や価値観の多様化等、住宅施策をとりまく社会・経済情勢が大きく変容しています。本市においては、大型の工場、事業所、企業社宅等の市外転出、丘陵部における高齢化の進行への対応等、住宅施策をとりまく固有の課題も多く存在しています。

一方、国においては、平成18年6月に「住生活基本法*」が制定、同年9月に「住生活基本計画（全国計画）*」が閣議決定され、住宅の「量」の確保から国民の住生活の「質」の向上を図る施策へ転換していくこととなりました。その後、平成23年3月に住生活基本計画（全国計画）が改訂され、平成32年度を目標年度とした施策展開が図られています（平成28年度に改訂が予定）。さらに、平成19年7月には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律*」（以下、「住宅セーフティネット法」）が制定され、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット*の構築等を図っていくこととなりました。

こうした国の施策動向と連動して、東京都においては平成19年3月に「第4次東京都住宅マスタープラン」、さらに平成24年3月に第5次の同計画（目標年次：平成32年度）が策定され、「首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現を目指して」各種の施策が推進されています。

こうした状況のもと、今後も本市において誰もが生き生きと暮らせる住環境を構築するためには、多様な主体の連携による取組み等も積極的に図るとともに、本市の特長である豊かな自然や農等の地域資源を活かした多様性のある住環境の形成を推進し、まちや住宅の価値・魅力を高め、人と企業をひきつける求心力を獲得していくことが重要となります。

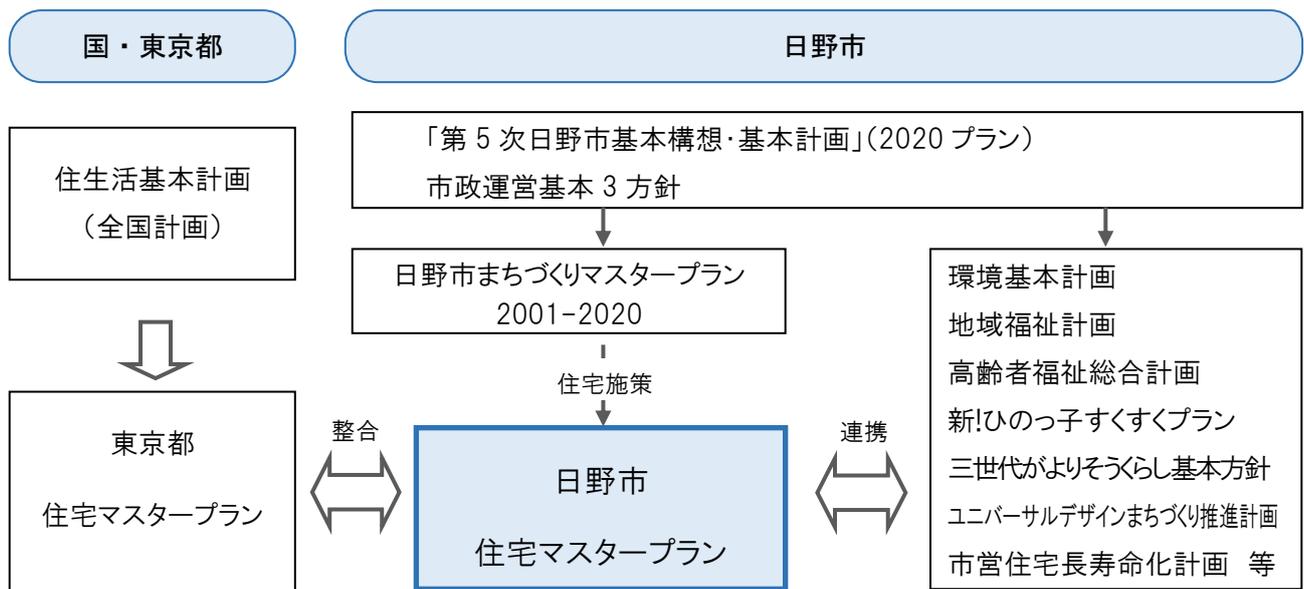
そこで、本市の10年後の住宅施策の理念・目標とともに住宅施策の取組みの方針を掲げ、中長期的な視点に立った施策を的確に推進できるように、日野市住宅マスタープランを改訂することとします。

1-2 位置付け

日野市住宅マスタープランは、日野市の施策の指針となる「第5次日野市基本構想・基本計画」を上位計画とするもので、ここに掲げられている将来都市像等を実現するための住宅施策分野での基本計画です。住宅施策と関連する、「まちづくりマスタープラン」や「環境基本計画」、「高齢者福祉総合計画」、「新!ひのっ子すくすくプラン」、「市営住宅長寿命化計画」等との連携を図り、住宅施策を総合的に推進するものです。

また、この計画は、「住生活基本法」に基づく「住生活基本計画（全国計画）」及び「東京都住宅マスタープラン」の内容を踏まえた計画として位置付けています。

■日野市住宅マスタープランの位置付け



1-3 計画期間

計画期間は、平成27年度を初年度として、平成36年度までの10年間とします。施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをします。

1-4 計画の構成

本計画は6章から構成されています。

第1章では、住宅マスタープランの目的・位置付け等、計画の枠組みを示します。第2章において、日野市の住宅・住環境の状況を分析し、それらを踏まえて、第3章の住宅施策の基本理念・目標とそれを実現するための住宅施策の取組みの方針を第4章に掲げています。

第5章において、市域を8区分して、地域別の現状と課題・特長を掲げ、最後の第6章において、この計画の実現に向けた推進体制等について示すこととしています。

■計画の構成

